

武庫川学院における公的研究費の管理運用に関する行動規範

武庫川学院（以下「学院」という。）は、教育理念である「立学の精神」に基づき、幅広い教養と豊かな人間性を育む全人教育、人・家庭・社会に貢献できる女性の育成を教育目標として、教育研究の充実と教育環境の整備に努めてきました。

また、この目標の実現に向け、平成23年、主体性・論理性・実行力を培う女子教育に教職員が一丸となって取り組む、という「教育推進宣言」を行いました。この目標を実現するためのあらゆる教育研究活動において、わたしたち一人ひとりに法令・社会規範を遵守した誠実な行動が求められます。この行動規範は、公的研究費の管理運用について行動の在り方を示したものです。公的研究費の執行に携わる学院の全ての教職員は、本規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めます。

- 1 研究者は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、学院による管理が必要であることを認識し、適正に使用しなければならない。
- 2 研究者は、公的研究費に関する不正が、学院全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識し、行動しなければならない。
- 3 事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保するための専門的能力の研鑽に努めるとともに、効率的かつ効果的な研究遂行の一端を担っていることを認識し、行動しなければならない。
- 4 事務職員は、研究者が必要な研究を行うことができるよう、公的研究費の管理運営の具体的な方法をルールに照らして検討するとともに、その検討結果を速やかに研究者に報告しなければならない。
- 5 研究者及び事務職員は、公的研究費に関する不正が、個人のモラルの低下だけでなく、組織的な取り組みの不十分さからも起きることを認識し、行動しなければならない。
- 6 研究者及び事務職員は、相互理解を深め、公的研究費に関する不正の防止に努めなければならない。